稲城市公告第30号

多摩都市計画生産緑地地区の変更の案について

次の都市計画を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項前段において準用する同法第17条第１項及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第10条の規定によりその旨を公告し、当該変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

また、関係市町村の住民及び利害関係人は、同法第21条第２項前段において準用する同法第17条第２項の規定により、縦覧期間満了の日までに稲城市に対して意見書を提出することができる。

令和８年10月19日

稲城市長　髙　橋　勝　浩

１　変更する都市計画の種類等

種類及び名称	位置及び区域
多摩都市計画生産緑地地区	削除 稲城市大字矢野口字榎戸、字宿、大字東長沼字一号、五号及び六号及び七号、大字大丸字三号、大字坂浜字七号、字八号及び字三十九号、平尾四丁目、大字押立字下関 追加 稲城市大字矢野口字大久保、字根方、大字東長沼字一号、大字大丸字七号、大字坂浜字十九号、平尾四丁目、大字押立字中関

２　縦覧の期間及び場所　この公告の日から令和８年11月２日まで

東京都稲城市東長沼2111番地

稲城市都市建設部まちづくり計画課窓口

（日曜日、土曜日にあっては、当直員室前）

３　意見書の提出先　東京都稲城市東長沼2111番地

稲城市都市建設部まちづくり計画課